

音更町飲食店等サポート給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている町内の店舗等で飲食店等※を営む事業者に対し、事業継続のための給付金を支給します。

※「飲食店等」とは、不特定多数の客を対象とした飲食店、主として持ち帰り・配達飲食サービス業を営む事業所をいいます。

※スーパーやコンビニなどの小売店舗、宿泊施設内の飲食店、社員食堂や給食サービスなど特定の人に飲食を提供する店舗等は対象外です。

飲食店等 1 店舗当たり **20万円** ※1事業者1回限りの支給です。

対象要件

- 町内の店舗等で飲食店等を営む個人事業主または法人
- 町内に住所（個人事業主は住民票、法人は登記上の本店、）があり、町外の店舗等で飲食店等を営む個人事業主または法人 のいずれかで下記のすべてを満たすこと

- ・令和3年5月から9月のいずれかの月の売上高が、令和2年または令和元年の同じ月と比較して**20%以上減少**していること
（※店舗ごとの比較。前年実績がない場合は開業から令和3年4月までの任意の月と比較）
 - ・令和3年4月1日時点で事業の実態があり、申請後も引き続き事業を継続する意志があること
 - ・市町村税（国民健康保険税を除く）の滞納がないこと
 - ・**新北海道スタイル**に準拠した営業をしていること
- ※その他、給付金の趣旨等を踏まえ町長が適当でない判断するものは対象外となります。

申請に必要な書類

1. 申請書
 2. 誓約書兼同意書
 3. 売上高を比較する各月の売上帳簿等※の写し
※売上帳簿等…法人事業概況説明書控え、所得税青色申告決算書控え、試算表、売上げ一覧表など対外的に売上を証明できるもの
 - ①令和3年5月から9月のいずれかの月の売上帳簿等の写し（店舗ごと）
 - ②比較対象月の令和2年または令和元年の売上帳簿等の写し（店舗ごと）※新規開業等で前年実績がない場合は開業から令和3年4月までの任意の月の売上帳簿等の写し
 4. 振込先口座情報の分かる預金通帳の写し
- ※営業実態等の確認のため、上記以外の書類等を追加で提出していただく場合があります。

申請期限

令和3年12月30日（木） まで（必着）

申請方法

感染症の拡大防止のため、**郵送**での申請にご協力願います。

- 【郵送先】 〒080-0198 河東郡音更町元町2番地
音更町役場 経済部 商工観光課 商工労政係 宛
- 【問合せ先】 0155-42-2111（内線732・735）
平日8：45～17：30